

大和市保育の実施に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月29日

大和市長 大 木 哲

大和市規則第22号

大和市保育の実施に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大和市保育の実施に関する条例施行規則（昭和62年大和市規則第10号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項ただし書中「者」を「児童」に改め、「別表第3のとおり」の次に「とし、病氣中又は病気の回復期にあり集団保育及び家庭での保育が困難な児童を一時的に保育する場合（以下「病児保育」という。）、当該保育に要する費用は別表第4のとおり」を加える。

第10条中「前月の末日までに」の次に「、病児保育に係る費用については、当日分を病児保育を利用する日に」を加える。

第16条中「別表第4」を「別表第5」に改める。

別表第3備考4中「者」を「児童」に改める。

別表第4を別表第5とし、別表第3の次に次の1表を加える。

別表第4（第8条関係）

病児保育費用徴収額

（単位：円）

徴収額（1日）	2,000
---------	-------

備考 この表の規定にかかわらず、病児保育を利用する児童の属する世帯が別表第1の階層区分Aに該当する場合は、費用を徴収しない。

附 則

この規則は、平成25年7月1日から施行する。